

平成 25 年 3 月 15 日

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥生の情報発信

NO.17 内容証明郵便



自宅近くの公園から、うぐいすの声が聞こえてきます。春を感じます。春は出会いと別れの季節。素敵な出会いがあるとよいですね。

内容証明郵便って？

内容証明郵便は、差出人が「いつ」「だれに」「どのような内容の」手紙を出したかを郵便局が証明してくれるものですが、法的な拘束力はありません。

証拠能力

ただ、相手方に通知したり請求したりすることが、法律上重要な意味を持つことも少なくありません。例えば、だれかにお金を貸している場合、返済期限を過ぎて何年も経過すると、消滅時効にかかり返済してもらえなくなることもあります。

普通の郵便物や口頭で貸金の返済の請求をしても「そんなことは聞いていない」「そんな手紙は受け取っていない」と言われたら、それを立証するのは困難です。一方、内容証明を送付しておけば、仮に裁判になった場合でも、請求の事実を立証することが可能になります。

心理的プレッシャー

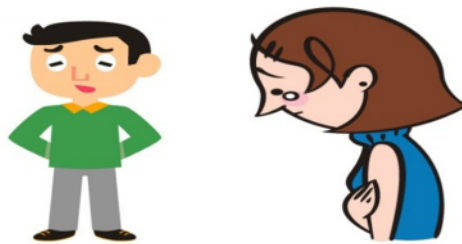
内容証明のご依頼をいただくと、効果的な文面を私が考え、ほとんどの場合、行政書士名で送付しております。こうすることで、受け取った相手は、かなりの心理的なプレッシャーを感じるようになります。最近はインターネットが発達して、内容証明が法的な拘束力を持たないことを容易に知ることができます。ですので、それほどプレッシャーを感じることもないのでは？と思われるかもしれませんが、実際に受け取ると（相手方から内容証明で返事がくることがあります）、やはりいい気はしないですね。



どんな場合に利用されてるの？

養育費の請求、不倫相手への慰謝料請求、貸金請求、家賃、管理費の支払督促
クーリングオフ、時効の中断、損害賠償請求、債権譲渡通知、遺留分減殺請求などです。

慰謝料請求や損害賠償請求などは、相手方との示談交渉を前提に、こちらの要求額よりも少し多めに書くのですが、意外にその金額がすんなり通ることもあります。効果的な文章を考えるのは、けっこう難しく、相手を非難するようなことばかりを並べても逆効果で、「私はとてもとても、つらい思いをしたのよ」と情に訴える部分を作ることが大事なのです。



内容証明で効果がなかった場合

金銭の支払い請求の場合、支払督促や少額訴訟が考えられます。

支払督促は、簡易裁判所に申し立てれば、裁判所から相手方に支払督促を送ってくれます。郵送でも可能で、手数料はリーズナブル。例えば100万円の請求に対して5000円の手数料でOKです。

少額訴訟は、60万円以下の金銭債権の請求を訴える場合に使えます。訴訟といっても、弁護士を雇わず自分ででき、1日で結審するので、早期解決が可能です。

Pick Up 1

平成27年1月より、相続税の基礎控除が縮小する予定です。

	相続人2人	相続人3人
現行	7000万円	8000万円
改正後（平成27年1月から）	4200万円	4800万円

都会に不動産のある方は要注意、両方の親が亡くなり、別居の子どもが相続する際に問題になりやすいです。詳しくはお問い合わせください。

Pick Up 2

何かと多い不動産の悩み。鱸行政書士事務所は、よりよいサービスをご提供するために、不動産業務をされている方とネットワークを組みました。安心してご相談くださいね。

Pick Up 3

情報発信 NO.7 で取り上げた地震保険が、2014 年 7 月（来年度）に値上げされます。2015 年（再来年）以降もさらに値上げを検討しているそうです。ご加入を検討されている方は参考にしてください。

～池田真佑良プロフィール～

嵯峨美術短期大学（現京都嵯峨芸大）専攻科（日本画）修了。「ココロと空間の浄化」をテーマにデジタル、アナログで絵画制作に励む。

1996 年より水彩画教室を主宰、現在は朝日カルチャー、よみうり文化センターでペンと水彩のイラスト風スケッチ講座などを複数開講。90 名ほどの参加者と「発見と表現の楽しみ」を共有している。

癒し系の“こてんし”シリーズ（右絵）が人気上昇中。

<http://www.vib-arts.com>



取扱い業務

離婚、遺言・相続、知的財産権
契約書リーガルチェックサービス
内容証明郵便、コンサルタント
その他、何でもご相談ください。

◆行政書士 8 年 主婦 18 年 情報発信の行政書士◆

鱸（すずき）行政書士事務所
行政書士 鱸 弥生

〒659-0068 芦屋市業平町 1-17-203 (JR 芦屋徒歩 1 分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204

Web <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail info@suzuki-gyousei-office.com

情報発信 NO.1 遺言ツアー NO.2 裁判員制度 NO.3 後見制度 NO.4 離婚公正証書 NO.5 介護トラブル NO.6 遺言書
NO.7 地震保険 NO.8 著作権 NO.9 年金制度 NO.10 尊厳死宣言公正証書 NO.11 クーリングオフ NO.12 認知症
NO.13 少額ミニ保険 NO.14 検察審査会 NO.15 6次産業化で地域活性 NO.16 日銀の役割